

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備案の概要

- 1 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）の一部を改正する省令案
  - ① 認定放送持株会社の認定に関する事項  
改正法による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第159条第2項第3号の認定放送持株会社の資産要件の緩和等に伴う関係規定の整備を行う。
  - ② 経営基盤強化計画認定制度に関する事項  
新放送法における経営基盤強化計画認定制度の導入に伴い、経営基盤強化計画の認定等に係る必要な事項を定める。
  
- 2 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令案（新設）  
別添参照。
  
- 3 指定放送対象地域を定める件に関する告示案  
新放送法第116条の2第1項の規定に基づき、「指定放送対象地域」を定める。
  
- 4 その他  
新放送法の成立に伴い、下位法令の条文番号の変更その他形式的な改正及び関係規定の整備を行う。

## 改正後のマスメディア集中排除原則の概要

### 1. 基幹放送の業務に係る「特定役員」の定義

#### (1) 制度趣旨

- ① 基幹放送については、その言論報道機関としての特別な社会的影響力等にかんがみ、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする観点から、一の者が複数の基幹放送事業者を支配すること等がないよう、一定の議決権の保有及び「役員」の兼任を支配関係に該当するものとして制限しているところ（マスメディア集中排除原則）。
- ② また、同様の理由により、外国人等による基幹放送事業者の議決権保有及び「役員」就任についても、一定の制限を設けているところ（外国性の排除）。
- ③ 今回の改正法は、これらの規制の対象となる「役員」を、その法人等の「業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの」（特定役員）と規定し（放送法第2条第31号）、その具体的範囲を総務省令において明確化することとしているところ。

#### (2) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（新省令）の概要

（新省令第2条第13号及び第14号並びに第3条）

この「特定役員」制度は、基本的には上記役員規制の解釈・運用の明確化を図るものであり、例えば株式会社（委員会等設置会社以外の取締役会設置会社）においては、その具体的範囲は以下のとおりとしている。

- ① 原則：取締役
- ② 例外（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送であって、取締役に占める業務執行取締役以外の者の割合が三分の一を超えない場合）：業務執行取締役

### 2. 基幹放送の業務に係る「支配関係」の定義

#### (1) 制度趣旨

マスメディア集中排除原則においては、上記のとおり、一定の議決権の保有及び上記特定役員の兼任を「支配関係」に該当するものとして制限しているところ、この「支配関係」の具体的範囲についても、総務省令で規定することとしているところ。

また、今回の改正法では、認定放送持株会社制度において、認定放送持株会社が「支配関係」を有する会社を新たに「関係会社」と規定し、マスメディア集中排除原則の特例等を適用することとしているところ（後述4.）。

#### (2) 新省令の概要

「支配関係」の具体的範囲は以下のとおりとしている。

- ① 議決権保有比率規制（新省令第5条）

ア：地上基幹放送

○同一の放送対象地域：10分の1超の議決権を保有すること

○異なる放送対象地域：3分の1超の議決権を保有すること

※ 認定放送持株会社による地上基幹放送事業者に対する支配関係については、その放送対象地域の如何を問わず、10分の1を基準としているところ。ただし、表現の自由享有基準の特例の適用に当たっては、10分の1超3分の1以下の議決権保有（特定議決権保有関係）は、異なる放送対象地域においては原則として支配関係に該当しないものとして取り扱っているところ。

イ：衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送：3分の1超の議決権を保有すること

② 役員兼任比率規制（新省令第6条）

特定役員の5分の1超を兼任すること

※ なお、今般、新たな規制緩和措置として、経営基盤強化計画認定制度を活用する場合は、5分の1超3分の1以下の特定役員の兼任を特例として認めることとしているところ（後述5.）。

③ 代取・常勤役員兼任規制（新省令第7条）

代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員を兼任すること

### **3. 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例（一般特例）**

上記「支配関係」等に該当する場合であっても、以下の要件等のいずれにも適合するときは、特例として基幹放送の業務の認定等を受けることができることとしている。

① 地上テレビジョン放送：1局以内（新省令第8条第1号）

② 地上ラジオ放送（コミュニティ放送を除く。④において同じ。）：4局以内（新省令第8条第2号）

③ 地上コミュニティ放送：特定の一の市区町村を放送対象地域の全部又は一部とする限りにおいて、何局でも保有可能（新省令第8条第3号）

④ 地上ラジオ放送と地上コミュニティ放送の兼営・支配は不可（新省令第8条第4号）

⑤ 同一放送対象地域における地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送及び新聞社の兼営・支配（いわゆる三事業支配）は原則として不可（新省令第8条第5号）

⑥ 衛星基幹放送（BS放送及び東経110度CS放送）の4トランスポンダを超える兼営・支配は不可（新省令第8条第6号）

⑦ 地上基幹放送事業者については、上記⑥の制限に加え、

ア：BS放送事業者の2分の1超の議決権保有は不可（新省令第8条第7号イ）

イ：東経110度CS放送の合計2トランスポンダを超える兼営・支配は不可（新省令第8条第7号ロ）

⑧ 移動受信用地上基幹放送のうちV-High放送の合計13セグメントを超える兼営・支配は不可（新省令第8条第8号）

⑨ 移動受信用地上基幹放送のうちV-Low放送については、

ア：同一放送対象地域におけるV-Low放送の合計6セグメントを超える兼営・

支配は不可（新省令第8条第9号前段）

イ：異なる放送対象地域のV-Low放送の兼営・支配については、隣接する2つの地域までであれば可能（同号後段）

#### 4. 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例（認定放送持株会社制度）

認定放送持株会社制度を活用する場合には、一定の要件を満たす場合に、上記3.の特例に加え、以下の2つの特例が認められる。

① 12地域特例

認定放送持株会社は、最大12地域分まで、放送対象地域が重複しない地上基幹放送事業者を関係会社とすることが可能（新省令第9条第1項第2号イ）

② BS 0.5トランスポンダ特例

認定放送持株会社は、0.5トランスポンダの範囲内で、BS放送事業者を関係会社とすることが可能（新省令第9条第1項第3号）

#### 5. 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例（経営基盤強化計画認定制度）

今回の改正法により創設された経営基盤強化計画認定制度を活用する場合には、上記3.及び4.の特例に加え、以下の特例が認められる。

○ 特例役員兼任関係制度（新省令第10条）

地域性確保措置、多元性・多様性確保措置等を適切に講じるものとして経営基盤強化計画の認定を受けた基幹放送事業者（指定放送対象地域に係るものに限る。）については、5分の1超3分の1以下の特定役員の兼任を特例として認めることとしている（上記「12地域特例」や「4局特例」等の算入対象外としている）ところ。

#### 6. その他の特例

このほか、経営困難状態等に係る特例（新省令第11条）、特定隣接地域等に係る特例（新省令第12条）等を規定。